

規制シート(様式)

170195102490005

平成31年1月31日

規制の名称	立入調査	所管府省	農林水産省
根拠法令等	森林法(昭和26年法律第249号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	林野庁森林整備部計画課長 橋 政行
規制目的	森林の計画的な整備、保全により森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資すること。		
規制内容の概要	・農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	農林水産大臣等が森林所有者等から徴することができる施業の状況に関する報告は、全国森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画の編成に当たっての資料を得るため、森林経営計画の遵守状況を把握するため、さらには保安林制度等の適正な運用を確保するために必要なものであることから、本規制を維持する。 農林水産大臣、都道府県知事及び市町村長が森林法に基づき作成する森林整備等に関する計画。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	附則(平成28年5月20日法律第44号)第16条		
次の見直し時期	2022年度		